

12月3日～9日は障害者週間です

「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間は障害者週間としています。

障害のあるなしにかかわらず、 みんなで共生社会の実現を!

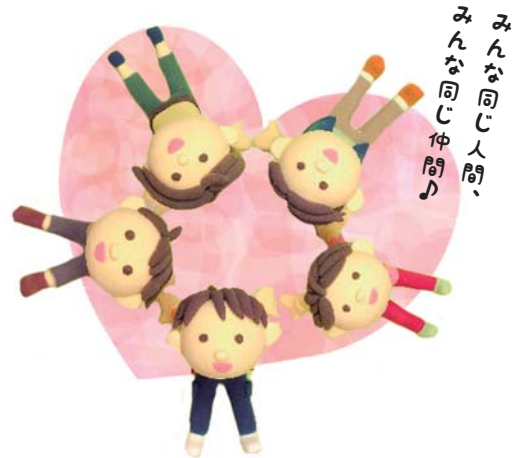
私たちのまちには、子ども、高齢者、障害(児)者、外国の人など、さまざまな人が暮らしています。

みんな違いはありますが、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利をもっています。

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するには、みなさん一人ひとりにも責務があります。

誰もが暮らしやすい豊かな社会をみんなでつくっていきましょう。

共に生き
共に支え合う
まちづくりを
目指して



みんな同じ人間、
みんな同じ仲間、
みんな同じ仲間、

障害者を虐待から守ろう

虐待はこんなところでも 起こることがあります。

職場

雇用者や従業員
などによる虐待

家庭

世話をしている
家族、親族、同居人などによる虐待

施設

サービス従事者
などによる虐待

ポイント!!

気づいてあげられるのは
あなたの目です。もし見
かけたら、すぐにご連絡を!

- 虐待には、身体的、心理的、性的、経済的虐待と放棄・放任があります。これらは目に見えるものからそうでないものまで、いろいろな形があります。本人は虐待を受けていても自覚がなかったり、また気づいても自ら訴えることができないこともあります。

未然に防いだり、早期発見と対応が可能となるように、周囲から見て虐待が疑われる場合は連絡をお願いします。

※障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を見つけた場合は通報することが義務付けられています

■連絡先 香南市障害者虐待防止センター (福祉事務所内)

- 平日昼間(8:30~17:15) … 福祉事務所 ☎57-8509
 - 夜間(17:15~翌日8:30) および土・日・祝日 … 市役所(代表) ☎56-0511
- ※通報や相談した人の情報は固く守られます

接骨院・整骨院にかかる 前にまずチェック!

だより
国保

市民保険課 ☎57-8506

接骨院や整骨院などにかかるときは、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。使えない場合は、施術費用が全額自己負担となりますので、施術を受ける前に国保が使えるか確認しましょう。

初診時に「いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか」負傷原因を正確に伝えてください。



国民健康保険が 使える場合

急性または亜急性(急性に次ぐ)の外傷性傷病の場合は、国民健康保険が適用されます。

- ・スポーツなどによる打撲やねんざ
- ・挫傷(肉ばなれ等)
- ・骨折、脱臼の応急措置
- ・医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術



国民健康保険が 使えない場合

次のような場合は、国民健康保険が適用されません。施術費用が全額自己負担になります。

- ・日常生活における疲れや肩こり
- ・スポーツなどによる肉體疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・神経痛、リウマチ、慢性関節炎
- ・加齢による腰痛や五十肩の痛み
- ・労災保険の対象となる仕事や通勤途中の負傷



おねがい

- 療養費支給申請書には、必ず
■ 自署または捺印が必要です



療養費申請は、患者が柔道整復師に保険請求を委任するものです。申請書の記載内容を必ず確認し、自分で署名または捺印をしましょう。

- 領収書は必ず保管しておき
■ ましょう

領収書は高額療養費・医療費控除を受ける際にも必要となりますので、医療費通知で受診内容(金額と日数)を確認のうえ、大切に保管をお願いします。

- 施術が長期にわたる場合
■ は、医師に相談してください

痛みが続くなど症状の改善が見られない場合は、内科的要因も考えられます。一度、医療機関で医師の診断を受けましょう。



適正給付
にご協力
ください!

国民健康保険では、医療費の適正な給付に努めています。請求内容に誤りがないかを確認するために、市から負傷原因や施術内容について、文書や電話などで問い合わせることがありますのでご協力ください。